

「エスカレーター」と共生社会 （メルマガ 2019 年 8 月号）

今年 7 月 22 日から 8 月 31 日まで、全国の鉄道事業者、商業施設、そして本市・川崎市などが共同して、エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンが実施されています。キャンペーンでは、「エスカレーターで歩行用に片側をあける習慣は、片側をあけて乗ることのできない人にとって危険な事故につながる場合もあるので、全ての利用者が安心してエスカレーターを利用できるように」と呼びかけています。これまでも、こうしたキャンペーンはたびたび行われてきましたが、片側あけの習慣は依然として解消されずにいます。もちろん、急いでいる人にはそれなりの事情もあるでしょうし、様々な意見があることは理解できます。

様々な議論がある中で、そもそもエスカレーターやエレベーターなどの設置促進の背景等について考えることが必要であると思います。

今日、エスカレーター、エレベーター等は様々な施設に設置されていますが、交通機関について設置が促進された契機としては、平成 12 年の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」の制定があります。その名称のとおり、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進することを目的としたものです。

その後、平成 18 年には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が新たに制定され、この法律では身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者などのすべての障害者が対象とされ、「障害者等」の「等」には妊産婦、けが人などが含まれるようになりました。

いずれの法律も高齢者、障害者等の移動等に対してバリアフリー化を促進することを求めたものです。

更に、平成 30 年、「バリアフリー新法」は 2020 東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として一部改正がなされています。

改正では「基本理念」が新たに設けられ、条文には、「この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。」と規定されています。

一度定着した習慣・慣行が解消されるのは容易でないことも感じますが、エスカレーターの片側あけといった高齢者、障害者等にとって「障壁となる慣行」については、個々の事情から論じるのではなく、「バリアフリー新法」の趣旨を十分理解して、「共生する社会の実現」という大きな視点から、社会の在り方を見直す議論がなされるべきであると思います。